

第27回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成21年10月30日（金）15：00～16：10

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、井伊委員、佐々木委員、椿委員、津谷委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報安全・調査課長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

【事務局等】

津村内閣府大臣政務官（経済財政政策担当）、堀田内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、池川総務省政策統括官（統計基準担当）、會田総務省政策統括官付統計企画管理官

- 4 議 事
- （1）統計委員会委員及び専門委員の発令について
 - （2）委員長の互選及び委員長代理、部会長の指名等
 - （3）今後の統計委員会の進め方について
 - （4）諮問第21号「国民生活基礎調査の変更について」
 - （5）その他

5 議 事 録

内閣府統計委員会担当室長 それでは定刻となりましたので、ただいまから「第27回統計委員会」を開催させていただきます。

私は本委員会の事務局を務めます、内閣府統計委員会室長の乾と申します。今日は委員長を選任いただくまでの間、議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は内閣府の津村大臣政務官も御出席いただくのですが、少し遅れて参りますので、先に議事を少し進めさせていただきますと思います。

それでは、議事に入らせていただく前に、お手元の資料を確認させていただきたいと
思います。

配布資料としましては、資料1から4までございます。資料2に関しましては都合によ
り後ほど配布させていただきますので、よろしく願いいたします。

それと参考資料が1から9までございます。御確認いただけたらと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、統計委員会委員の発令でございますが、これに関しましては、本日御欠席されて
いる宇賀委員と首藤委員を含めまして、お手元の資料1-1のとおり10月14日付で任命
されております。また、皆様方の委員としての辞令につきましては、お手元の封筒に入れ
させていただいておりますので、御確認のほどをお願いいたします。

併せて統計委員会専門委員の発令でございますが、お手元の資料1-2のとおり、審議
に協力していただくため、18名の方が10月14日付で任命されております。

続きまして、本委員会の委員長を選任いただきたいと存じます。これにつきましては、
統計法の第49条第1項の規定により、委員の互選によることとされております。

どなたか御推薦はございますでしょうか。

それでは廣松委員、お願いいたします。

廣松委員 統計に関する御見識及びこれまでの学問的な御業績から、樋口委員が委員長
に最適任だと思っておりますので、推薦させていただきます。

内閣府統計委員会担当室長 井伊委員。

井伊委員 私も樋口先生が適任でいらっしゃると思っておりますので、お願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 それでは、樋口委員を委員長に御推薦する御意見がござい
ましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

内閣府統計委員会担当室長 それでは、御異議は無いようですので、樋口委員に本委員
会の委員長をお願いしたいと思います。

それでは、恐縮でございますが、樋口委員長には委員長席にお移りいただきまして、御
就任のあいさつをいただければと存じますが、その前に、そろそろ政務官がいらっしゃい
ますので、まず政務官のあいさつをさせていただきます。その後、委員長のあいさつ
に移りたいと思います。早速でございますが、新メンバーによる初回の会合ですので会議
の開催に当たりまして、ごあいさつをいただけたらと思います。

津村政務官、よろしく願いいたします。

津村大臣政務官 皆さん、初めましての方が多くと思いますが、内閣府の大臣政務官と
して統計委員会を担当しております津村啓介と申します。早速遅参をいたしまして、大変
申し訳ありませんでした。

ちょっと大きな話をいたしますと、今回の政権交代によりまして政府が設置しているさ

まざまな委員会や審議会そのほかはゼロベースで見直しをする、位置付けを考え直すということでございます。

そうした中で、私が着任しまして最初に事務方から上がってきた人事案件が、実はこの統計委員会でありました。私は一瞬ひるんだといいますが、ある程度もう皆さんへの御連絡もあったということもお聞きしたので、本音のことを申しますと、一瞬どのように対応しようかと思ったところがあったのです。

1つは統計委員会が法律に基づくものであるということや、やはり私も以前日本銀行に勤めていたことがあるのですけれども、経済統計だけが統計ではありませんが統計というのは、連続性といえますか安定性といえますか、そういうことも非常に重要な要素という中で、この春にまとめられた基本計画を拝見させていただきましたが、事務方の皆さんも大変御苦労されてまとめられたことを感じまして、私自身お名前が挙がっている皆さんと一緒にできるところまで頑張っていこうという思いで、決裁をさせていただいたという、そういう意味で多少の思い入れのある委員会でございます。

今日は最後までということではありませんけれども、まずは皆さんの議論を私の時間の許す限りお話を聞いて、その上で私もいろんなことを考えていきたいと思っているのですが、恥を恐れずに多少出発点的なことを申し上げれば、基本計画を拝見しても、どうしても閣議決定で決めるという、これまでの制度論といえますか、そういう制約の中で、ある種強制力に欠けるといえるか、議論はして方向はあるけれども、結局何もしなくてもだれも何も言えないというような、どうやらそういう文面になっていたりして、結局のところお忙しい皆さんに集まっただいて、大変有用な議論を前任の委員の皆さんを中心にしていただいても、それが国民から見て「何か形になった、すごい」という実感をなかなか持てないというような一面もあるのかなというように思います。

統計委員会の役割というのは法律に書かれているわけで、その法を超えることはできませんけれども、やはり結果を出すということに少しこだわりながら、皆さんと有用な議論をスピーディーにやっていければということをおもっております。

最初のごあいさつですから、このぐらいいたします。

内閣府統計委員会担当室長 津村政務官、どうもありがとうございました。

それでは、引き続き樋口委員長の方にごあいさつをお願いできたらと思います。

樋口委員長 慶応大学の樋口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私も統計を長い間やってまいりまして、統計というのは、やはり民主主義国家を支えていくための社会的インフラであろうと考えております。そのインフラの構築のために一生懸命全力を尽くしていきたいと思っておりますので、どうぞ御尽力のほど御協力のほど、よろしくお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 ありがとうございました。

それでは以後の進行は、樋口委員長をお願いしたいと存じます。

樋口委員長、お願いいたします。

樋口委員長 それでは、議事に従って進めていきたいと思ひます。

統計法第49条第3項に委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理すると規定されております。そこで委員長代理を指名させていただきたいと思ひますが、委員長代理を深尾委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

深尾委員 はい。お引き受けします

樋口委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、こちらの席にどうぞ。

簡単で結構ですので、ごあいさつをいただければと思ひます。

深尾委員長代理 御指名をいただいた一橋大学の深尾です。

日本の統計制度の司令塔としてのこの統計委員会に委員として参加させていただき、大変光栄です。

私の専門は、マクロ経済学、国際経済学ですが、企業とか事業所統計のマイクロデータを使った実証研究とか長期経済統計の作成等も行っています。私の所属する一橋大学経済研究所は、篠原先生、溝口先生、松田先生を始め、統計審議会や統計委員会とは関わりの深い研究所ですので、この伝統に恥じない貢献ができればと考えています。

よろしくお願ひします。

樋口委員長 ありがとうございます。

本日は新メンバーによる初の会合ということでございますので、ほかの先生方からも、簡単にお名前と御所属を自己紹介していただければと思ひます。

それではまず、縣委員からお願ひいたします。

縣委員 初めまして。早稲田大学の縣と申します。よろしくお願ひいたします。

阿藤委員 同じく早稲田大学の阿藤でございます。よろしくお願ひします。

安部委員 北海道大学の安部と申します。よろしくお願ひいたします。

井伊委員 一橋大学の井伊と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

椿委員 東レ経営研究所の佐々木と申します。よろしくお願ひします。

椿委員 統計数理研究所の椿と申します。よろしくお願ひいたします。

津谷委員 慶応義塾大学の津谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

廣松委員 情報セキュリティ大学院大学の廣松と申します。よろしくお願ひします。

山本委員 日本大学の山本と申します。よろしくお願ひします。

樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議事に入ります。

まず、部会長並びに部会に属すべき委員及び専門委員の指名の件ですが、その前に、現在統計委員会に設置されております部会の確認をさせていただきたいと思ひます。参考資料5として配布されております「統計委員会部会設置内規」をご覧ください。お分りのとおり、現在、統計委員会には7つの部会が設置されております。御確認ください。

さて、ただいま事務局から配布させていただきました資料2でございますが、これに戻

りまして、まず、部会に属すべき委員及び専門委員の指名でございます。統計委員会令第1条第2項の規定により、「部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する」とされております。そこで、10月14日付で発令されました委員及び専門委員の皆様に関しまして、「記(一)」のとおり、本日付で指名させていただいております。

また、部会長の指名につきましても、統計委員会令第1条第3項の規定により、「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する」とされておりますので、そこに示されていますような指名をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様におかれましては、多忙な中、御参画いただき、今後それぞれの部会におきまして、活発な議論をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の議題に入ります。

今後の統計委員会の進め方についてですが、初めに私の方から今後の審議、これまでの継続性も鑑みまして、大まかな見通しを御説明したいと考えております。

資料3に基づき、説明させていただきますが、その後、委員の皆様からもお考えをお聞きしたいと考えております。

公的統計の中でも、これまで既に経済・産業統計の整備につきましては、第1期の委員会で一定の議論が進んできたと聞いております。この点につきましても、今後更に議論を深めていきたいと考えておりますが、その一方、人口・社会統計の整備につきましては、まだ多くの議論が残されていると考えておきまして、今後活発な議論を行っていききたいと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

これから来年度にかけましての審議につきましては、資料3とその別添にございますような基幹統計調査の承認等の個別統計に関する審議のほかに、今年度を初年度とする基本計画の最初のフォローアップの審議を行ってまいりたいと思っております。

委員の皆様には、個別統計調査等の諮問に関して審議する際にも、統計の体系的な整備を念頭に置きながら、活発な議論を行っていただきたいと考えております。特に各部会における部会長の先生方には、こうした観点から審議をリードしていただきたいと思っております。

また、基本計画を含めた統計法の施行状況につきまして、総務大臣が、各府省からの実施状況報告を取りまとめ、来年6月ごろに報告を行う予定であります。委員会ではその報告を受け、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るに当たって必要と考えられる意見を表明するという事を考えておりますので、そのフォローアップの審議についても、是非よろしく願いしたいと思っております。

これにつきましては集中的な審議になるかと思っておりますので、効果的な議論ができますように、それまでに機会をとらえて予備的な検討を行っていききたいと考えております。

更に、産業関連統計等の体系的整備や社会的、政策的ニーズの変化に応じました統計の

拡充など、意見を表明するに当たって検討を深めておかなければならない事項も多々あるかと思っております。皆様におかれましては、部会での議論も含めまして、統計法の理念を踏まえつつ幅広い観点から議論が行われますように、御協力のほどよろしく願いいたします。

私からの意見は以上でございますが、皆様から何かございましたら、適宜よろしく願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

廣松委員。

廣松委員 前期の委員会から継続というか、再選された義務として、何か最初に口火を切るべきであろうと思っておりますので、一言申し上げさせていただきたいと思っております。

既に大臣政務官及び委員長からコメントがあったことでございますが、前期の統計委員会で新しい統計法の全面施行を踏まえて基本計画の作成を行いました。結果、閣議決定され、それが現在着実に推進されていると評価しております。

ただ、私が今期務めさせていただきます産業関係の統計で申しますと、少なくとも経済センサスという核を中心に体系的な整備を行うという基本路線はできているのですが、それを具体的にどのようにしていくか。特に、24年に予定されております経済センサス - 活動調査をどういう形で効率的に行っていくかという点に関しては、恐らくまだかなり詰めないといけない点もあろうかと思っております。

その点に関しては、いずれ部会及びこの委員会の席で、いろいろ委員の方々の御意見を伺いながら、検討を進めたいと思っております。

一方で前期、私は人口・社会統計の部会にも属しておりましたが、基本計画の中でその部分に関しては少し詰め切れなかった部分もございますので、その点、やはり今期の委員会としての重要な役目の1つではないかと考えております。

資料3にございますとおり、個別調査の審議とともに基本計画のフォローアップという大変大きな2つのタスクがかけられているわけでございます。委員長のもとでこの課せられたタスクに関して、努力をしていきたいと思っております。同時にこれは大変耳の痛いことでございますが、先ほど大臣政務官から「結果を早く出してほしい」というお言葉がございました。見える形で結果を出していかなければいけないというのも、この委員会の大変重要な役目かと存じます。その意味で、一部会の部会長としての立場及び統計委員会の委員としての立場からいろいろな形で尽力をしていきたいと思っております。

以上です。

樋口委員長 どうぞよろしく願いいたします。

阿藤委員。

阿藤委員 私も廣松委員と同様に、第1期の委員から引き続き第2期にも選出されてここにいるという立場なものですので、何か申すべきことがあるべきだと思っております。

私自身は、第1期で人口・社会統計部会の部会長、それから基本計画をつくる際の第3ワーキンググループでも人口・社会統計の座長として、勿論個別の調査の検討に合わせて

第1期の基本計画の人口・社会統計部分について議論を取りまとめるという立場でございました。

また、第2期でもその立場、人口・社会統計部会長という大役を仰せつかったということで、先ほどございましたように、第1期で人口・社会統計の議論がやや不十分であるというようなお言葉をいただいたのですけれども、その点で恐らく今後なすべきことが多いのではないかと考えております。

前期の基本計画第3ワーキンググループで何をやったかということ、主としていわゆる標準的な分野ごとに、健康とか消費とか所得、あるいは労働というような個別の分野ごとに、今日抱えている新しい問題に統計がどう応えていくかを議論し、それに基づき問題対応型の検討課題を挙げていき、検討課題に応じて統計を各省庁で整備してほしいということと、もう一つは基幹統計として何が必要かということで、従来のものに少しプラスアルファをしたというようなことであります。

個別分野が確か7つぐらいございまして、非常に限られた時間の中、ワーキンググループ所属の委員や専門委員の御努力で、とにかく検討課題をまとめることができたということで、それはそれで事務局の方も含めて労苦を多とするということでございます。

ただ、その議論をしている際にも常に不満感というか不足感というか、そういうものを感じておりました。とにかく人口・社会の場合には、マクロ経済などと違って柱になるものがない。分野ごとに専門家がいるわけですが、何かそこをつなぐような体系的なアプローチというものが無いものだろうかと思いつつながら、しかし現実の課題に取り組むという、そういう姿勢できたということです。

今回、第2期で基本計画を再度検討するということになる、ということまで遡って考えるのかどうかということがあるのかなと思っております。

たまたま昨日まで行っておりました韓国でのOECDの「第3回世界フォーラム統計“知識、政策”」ですが、そこで議論されていたのが、実はOECDが今、進めている「Global Project On Measuring the Progress of Societies (社会進歩を測定するための世界プロジェクト)」という大変壮大なものを測定するプロジェクトでございまして、それは大前前から、2004年、2007年そして2009年と続けられてきたものです。

たまたま去年フランスのサルコジ大統領のもとで、ノーベル経済賞のスティグリッツあるいはアマルティア・センというようなノーベル経済学賞級の人を何人も含んだスティグリッツ委員会というのができて、それが実はつい先立ってコミッションレポートを出した。これがまた Commission on the Measurement of Economic Performance and Social Progress、いわゆる経財的なパフォーマンスと並んで社会進歩というものを測定する委員会ということで、これはインターネットで手に入りますけれども、従来のエコノミックパフォーマンス、経済成長、GDPといったものだけでは不十分であるということで、あえて言えばそれを包含する、あるいはそれと並ぶような社会の進歩、国民の実感を受け止めるような、そういうものを考えていくべきではないかというプロジェクトが進行しているということ

を、途中で帰ってまいりましたが、勉強してまいりました。

こういうことは実は日本でも、実は 1970 年代ぐらいから社会指標というようなことで旧経済企画庁を中心にやられていたわけですがけれども、経済的な金融危機の問題などもあって、どうも GDP 信仰では足りないということの反省もあるのでしょうかけれども、そういうことが世界的な機運としても起こっているということで、どれぐらい踏まえられるかどうかは別にしても、そういうことも踏まえながら、第 2 期に人口・社会統計の整備ということを考えていきたいと思っています。

樋口委員長 ありがとうございます。やはり体系的に考えていくということも重要だろうと思います。

ここで政務官が公務の関係で御退席すると聞いておりますが、何か一言ございましたらお願いしたいと思います。

津村大臣政務官 大変申し訳ありません。後で議事録は読ませていただきます。そういうものもきちんと勉強した上で申すことかもしれませんが、先ほどからのお話を聞きながら、私が、最初のごあいさつで補足した方がいいなと思うことを少しだけ述べて失礼いたします。

新統計法ができて最初の 2 年間、1 期目の統計委員会の大きな役割は初めての基本計画をまとめるという大きな仕事だったのだと思います。

そういう意味では、2 期目の私たちの大きな使命は、勿論、次の姿を模索することも当然ですが、既にこの春できた基本計画というものを実効的に進めていくということが、やはり先ほどの話と重なりますけれども、問われるわけです。

そういう意味でこの委員会、これから半年間の主要審議案件というものを拝見しましたけれども、一つ一つ丁寧にチェックをしていくことも大事ではあるのですが、やはりこの会議体が推進のエンジンになっていかなければ、どうやらほかの部会にそういう役割を担っているところはなさそうですので、この場で「先月と今月で何が進んだ」というのをチェックしていかなければいけないのではないかと。

そう考えると各府省から大勢来ていただいていますので、ここでお一人お一人発言していただくと時間が足りないということであれば、A 4 を 1 枚でもいいのですが、この 1 か月で各府省はどのような動きをされたのかというのを拝見するのもひとつ重要なのかなということを思いました。その上で皆さんから、これは本当に 1 か月に 1 つずつでいいのかなというのも、また改めて御相談したいのですが、最初の 1 年でできないことはその後の 4 年でもなかなかできないと思いますので、少しペースを上げて、必ずしも速ければいいというものではないのかもしれませんが、全体像を見ながら今どこに我々は立っているのかというのを確認しながら、議論をしていければと、これは私個人の意見かもしれませんが、思いました。今日も議論の途中ですので、また後で議事録を拝見いたします。失礼をお許してください。

樋口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ここで政務官は御退席ということで、よろしく願いいたします。

それでは、まだこの議論を続けたいと思いますのでどなたか。どうぞ。

廣松委員 補足という形で。

今、基本計画の推進ということが主たる議論になっていますが、新しい統計法の理念のもう一つ大きな点は、従来、未分化だった「統計」とそれをつくるための「統計調査」との区別、更に「調査統計」と「加工統計」に関して、それらを峻別した上で統計を体系的に整備することを目指している点です。そのときにどういう手法をとるか。統計調査をするのか、あるいは加工統計という形で統計を作成するのか。その点を意識的に分けて考えるべきであるという基本的なスタンスに立っている点であろうと思われま。まさに、この新しい統計委員会に国民経済計算部会が設置されたというのもそういう理念に沿うものです。

国民経済計算は主として加工統計の分野でございますが、統計調査の方に関しては、基本計画をつくりましたときに、私が座長を務めました第4ワーキンググループで議論した重要な点として、調査のみならず統計をつくるために行政記録情報等の利活用も考慮するということがあります。

先ほど少し触れました経済センサスの中で、ある程度それを具体化しようとしているわけですが、恐らく今後いろいろな分野の統計の体系的な整備を行う場合に、この行政記録情報等の利活用というのは、大変重要な要素になると考えています。その点については、単に個別の部会での議論だけではなくて、委員会全体としての態度を明確にして外部に示すべきではないかと考えます。

もう一つ大きな点は、特に統計調査の分野における民間事業者の活用ということ。これは既に2年近く経過し、それぞれの調査である程度の実績が蓄積されつつありますが、それも踏まえて十分検討した上で、今後、統計調査の分野における民間事業者の活用をどのように進めていくかということを考えるべきであろうと思います。

といいますのは、これは基本計画の中でも大変強く言われているわけですが、現在の統計リソース、人員、予算という意味では決して楽観できるような状況ではございません。今までやってきたことをどこまで維持できるかというような状況にも来ていると思います。そうすると、当然ある程度プライオリティをつけた上で、公的機関というか政府としてやるべきことはきちんとやった上で、その姿を民間事業者とどう役割分担をしていくかということも、いずれ議論の俎上に乗せなければいけない点ではないかと感じております。

とりあえず以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。

今の廣松先生のお話は、私もこれまでの統計委員会の記録をいろいろ読んで勉強させていただきまして、ずっと議論してきたテーマだろうと思いますので、引き続き議論していかなければならないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

では佐々木委員からお願いします。

佐々木委員 廣松先生にお話を先に言われちゃったのですけれども、私も意見として言おうと思っていたので。

前期の統計委員会の雰囲気ですけれども、私が非常に関心を持っている2つのテーマ、行政記録情報の活用と民間事業者の活用について、やや保守的というか、疑問を呈する委員もかなりいらっしゃった感じがします。

いろんな問題があるのはよくわかりますが、この辺を改善しないことには大きな問題が解決できない。これからの統計の環境の変化に対応できないということがあると感じております。

ほとんど廣松先生がおっしゃったので、それ以上は言いません。

あと個人的に関心を持っているテーマとして、少子・高齢化の進展といわゆるワークライフバランス関係の統計を是非これから充実・強化していただきたいと思います。

樋口委員長 ありがとうございます。

椿委員、どうぞ。

椿委員 私は今度匿名データ部会を担当することになったわけです。先ほど政務官は「見える」ということを非常に重視されていますけれども、統計が価値を持つというのは、基本的にはそれが利用されて初めて価値を持つという性質なわけで、これまでも重大な政策決定に使われてきたのだらうと理解しております。

統計法第1条というのは、特に合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報という形で統計を位置付けているわけです。これはまさに委員長が民主主義のインフラとおっしゃった精神そのものだとして理解しているところです。

今般、基本計画の委員会へのフィードバックといいますか、PDCAを回すというのが来年度からあるということは、先ほどから議論があったところです。勿論、統計をきちんと作っていくという、操作に関するPDCAを回すのは、そのとおりかと思いますが、統計がきちんと利活用されて、政策決定につながったかということに関しても是非PDCAを回していただきたい。そういうことは統計委員会がリーダーシップをとれるということ強く期待する次第です。

基本的に情報というものを国民の方々から集めるということは、大変な負荷がかかっている。情報自体が国民や組織にとって非常に価値のあるものであり、それを更に納めていただくということは大変な問題なわけです。それに応えた意思決定というものがきちんと行われているかどうか。特に今回、政務官がいらっしゃる民主党さんは、政策決定に対するリーダーシップをとりたいとおっしゃっているわけです。一方でその基盤となるのは、やはり科学的な意思決定と合理的な意思決定というのはどういうものであるかということを示すことであって、その上でいわばパレート最適の中で、経済にウエイトを置くのか、あるいは人間的なものにウエイトを置くのかということは、政治が御判断すればいいと思います。が、そこまでの素材を官がきちんと出すということは、それなりに必要

である。それに対して統計委員会が、それなりの役割を果たせばということ強く願う次第です。その意味でP D C Aを回すということに関して、私は非常に期待を持っているところです。

一方で、匿名データ部会に関しては、名前は非常に後ろ向きな情報を守るという部会に聞こえますけれども、この部会のミッションというのは、基本的にいかに二次利用がきちんとした形でできて、ある意味で研究ということかもしれないけれども、研究は研究とした上で価値のある研究をつくる。

それから先には、学がそれなりの主導を持って、政策に対して科学的な立場というものを先導した事例を見せていくということではないかとも思っています。私自身は統計学という方法論の人間ですけれども、人文社会の先生方が是非そういう科学的な研究に統計をどんどん使って推進していただくということをむしろ支援する。後ろ向きではなくて、前向きな部会として活躍させていただければと思っている次第です。

樋口委員長 井伊委員。

井伊委員 私も2期目ですので前回は踏まえて2点ほどお話ししたいと思います。

統計は本当に地味な分野ですけれども、政策立案にも不可欠なものですし、非常に重要なものだと思うのですが、なかなか国民の目線から重要性が分からないところがあると思います。統計が整備されることはいかに国民にとって恩恵があるのかというのを、私はこの2年間いろいろなところでお話をする機会があったり、書くところがあると書いてきました。そういう広報に努めるということも、統計委員会委員の重要な仕事の1つかなと思っております。

もう1点は、私の分野は医療・福祉の分野ですが、非常に多岐にわたる分野ですので、私一人ではどうしても独断的な考え方になってしまうといけないと思ひまして、学会に協力を求めました。

具体的には医療経済学会の中で検討会を立ち上げて、かなり実りある議論ができたと思います。何よりも、新統計法に関して、学者、研究者だけでなく、医療現場の人たちも興味を持ってくれたということが、非常によかったと思います。

統計委員会での議論をクローズドな議論にするのではなくて、先ほど樋口委員長もおっしゃったように、民主主義のインフラでありますから、できるだけオープンな形で議論をして、前回の委員会でもパブリックコメントなど求めたと思いますけれども、学会との協力を求めるなり、マスコミにうまく活用を求めるなり、できるだけオープンな議論に是非していただきたいと思っております。

その2点でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。

やはりコストの問題と同時に、それをいかに有効に活用していくか、利用できるかというようなことも、この統計委員会に課せられた重要な役割だと思ひますので、是非その議論も進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

山本委員。

山本委員 私は今回初めて参加させていただいて、実は僕は理論家として統計そのものについては詳しくないのですが、私の関心は主に、先ほど椿先生が言われたように、学者としては日本のデータはなかなか使いにくい。できるだけ公開して使いやすい方向にこの委員会が少し推進できれば、非常に喜ばしいというふうに思っております。

樋口委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。安部委員。

安部委員 私も今回初めてで、これまでこういう委員会には参加したことはありませんが、その分、利用する側として統計に関わってきましたので、その視点から考えますと、やはり細かいことの積み重ねによって、利用者の利便、あるいは統計が利活用されるかどうか、かなり変わってくる気がしております。そういう細かいことを私は担当していきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

津谷委員 皆様御発言になりましたので、私からも一言。

先ほどのお話を伺っておりますも、椿委員がおっしゃったように匿名データというのは、実は情報公開をすることを前提に匿名化するのだと。物事にはすべて二面ありまして、そこら辺の是々非々というか線引きというものを、私たちは見失わないようにしてやっていかなければならない。

廣松先生や佐々木委員もおっしゃってございましたけれども、なるべく民間事業者に渡せるところは渡していくということは、勿論そうですけれど、やはり政府統計としての使命もありまして、当然民間に行くとなりますと、これはコストとベネフィットというものが問題になってきて、それを度外視して公的な機関がやっていくという使命もあるはずで。そこら辺のバランスをとっていくということを考えながら、できる限り実効性のある統計の作成と、それから情報の公開ということでお手伝いできればと思っております。

以上です。

樋口委員長 縣委員。

縣委員 ニューカマーとしてひとつ教えていただきたいのですが、先ほど統計データと意思決定の関係についてお話がありました。この計画の中に、先ほども言葉が出ておりましたが行政記録情報という概念がございます。これは今般管理法のできた公文書とは、どのように関わることでしょうか。

つまり意思決定という意味では、公文書は非常に重要なことであります。統計を作成する基盤として行政記録情報という概念が使われているということになりますと、そこは文書として違うものとしてとらえるものなのではないでしょうか。あるいは今般整備される公文書の中で、意思決定に使われたものとしての行政記録情報と認識すべきものなのではないでしょうか。この点少しお教えいただけないでしょうか。

樋口委員長 この点につきましては、どなたか。

では、乾室長から。

内閣府統計委員会担当室長 行政記録情報は、税の情報とか関税とか、行政でとっているものがあるものですから、そういったものを代用して統計をつくっていくような形、もし可能であれば活用していきたいと考えております。そういった形で行政記録情報の活用ということを我々は推進していきたいと考えております。

縣委員 新たに何か意思決定をする場合に、情報を集めている、統計を集めているという場合に、それが公文書として残ることがありますね。そうしますと、そういうところからも、それを基盤にまた統計をつくる、加工するというようなことも制度上可能なわけでしょうか。

そうしますと、非常にデータベースとして広範で有意義なものができるのではないかというイメージがございしますが、それでよろしいでしょうか。

内閣府統計委員会担当室長 はい。

縣委員 ありがとうございます。

樋口委員長 それでは、次の議題に移りたいと思います。諮問第 21 号の国民生活基礎調査の変更につきまして、これは総務省から御説明をお願いいたします。

総務省政策統括官室浜東調査官 総務省でございます。よろしく申し上げます。

諮問第 21 号の関係、資料 4 ございます。資料 4 は、まず諮問の 1 枚紙、その後ろに諮問の概要、その後ろにポンチ絵風に作っておりますけれども、「平成 22 年国民生活基礎調査の概要」、「平成 22 年国民基礎調査の主な改正内容」、その後ろに「国民生活基礎調査結果の利用状況」、「平成 22 年国民生活基礎調査母集団情報の提供状況」。この 2 枚を席上配布という形で補足説明資料として付けてございます。

更にその後ろについておりますのが、調査実施部局であります厚生労働省から総務省に対して提出がありました「基幹統計調査の変更について」という申請書類の一件綴りでございます。

資料は揃っておりますでしょうか。

それではポンチ絵風につくりました「国民生活基礎調査の概要」等を中心に、諮問の概要を説明させていただきたいと思います。

本件は厚生労働省から、基幹統計の変更について総務省に申請があり、その承認の適否を判断するに当たり、統計委員会にその意見を求めるものでございます。

この国民生活基礎調査と申しますものは、厚生行政基礎調査等の 4 つの統計調査を統合いたしまして、昭和 61 年度を初年度として旧統計法下で指定統計調査として開始されたものでありまして、新統計法下では基幹統計調査とされているものでございます。

この調査は、毎年実施されておりますが、3 年ごとに世帯、健康、介護、所得、貯蓄の状況を調査する大規模調査が行われまして、その中間年には世帯と所得の状況を調査する簡易調査というものが行われます。

今回諮問しておりますのが、平成 22 年に実施されるこの調査で 9 回目の大規模調査に当

たるものでございます。

この緑色っぽいポンチ絵を見ていただきたいのですが、まず目的でございます。本調査の目的といたしましては、保健、医療、福祉等の国民生活の基本的な事項を調査いたしまして、少子・高齢化や社会保障等の厚生労働行政に関する施策の企画立案等に必要な基礎資料を得るということが主な目的でございます。

また、本調査の後続調査として実施されます各種統計調査に対しまして、母集団情報を提供するという目的も有しております。

この目的のところと一番下の箱に書いてございます「結果の利用」というのがかなり関連しておりますので、それにつきまして、また後ほどより具体的に説明をさせていただきたいと思っております。

次に「調査の概要」というところでございます。平成22年に大規模調査として実施を予定しております本調査は、世帯票、健康票、介護票、所得票、それから貯蓄票の5種類の調査票を用いて実施いたします。

この調査は、国勢調査の調査地区から無作為に抽出いたしました調査地区に住む約27万6,000世帯、72万5,000人を対象といたしまして、住居の状況や世帯の状況を把握いたします世帯票、それから傷病の状況や健康診断の受診実績等を把握いたします健康票について調査を実施いたします。

それと併せまして、その中から約半分の世帯を対象といたしまして、要介護度、介護者の状況等を把握いたします介護票について調査を実施いたします。これは要介護者の出現率の関係で世帯数は約半分ですけれども、この調査の対象となる者は、6,000人ぐらいと想定されてございます。

更に、世帯票、健康票の対象世帯のうち、介護票の対象とならなかった世帯、そこからは約5万世帯、13万2,000人を対象といたしまして、年間所得の内訳、課税等を把握いたします所得票、それから貯蓄現在高等を把握いたします貯蓄票についての調査を実施いたします。

これら5つの調査から得られたデータをもとにして作成されるのが、国民生活の基礎的事項を示す国民生活基礎統計というものでありまして、基幹統計と位置付けられているものでございます。

この調査の期日、方法でございますが、世帯票、健康票、介護票につきましては平成22年6月3日に厚生労働省から都道府県に、更に各保健所を通じまして調査員調査によって実施するという予定になってございます。

所得票、貯蓄票につきましては、平成22年7月15日に厚生労働省から同じく都道府県を通じまして、今度は福祉事務所を通じて調査員調査により実施を予定しております。

最後の一番下の「結果の利用」のところでございますが、本調査の結果は健康増進や疾病対策、少子高齢化対策等の施策の検討を行う際に、基礎資料として利用されております。

具体的には席上配付資料の方を見ていただきたいのですが、一番上にございます行政施策

上の利用といたしまして、1で健康診断やがん検診の受診率の測定に利用されるということが書いてございます。以下、2、3、4と例えば少子・高齢化、年金保険制度、介護保険制度、これらに関連する施策につきまして、例えば社会保障審議会の部会等で検討を行う際の基礎資料を提供するというものでございます。

また、黄色い箱でございますが、統計調査の標本設計等における利用といたしまして、席上配布いたしました資料の2枚目の資料がございますので、こちらの方で説明いたします。「国民生活基礎調査」という大きな箱から線が降りておりまして、それぞれにこの国民生活基礎調査から母集団情報の提供を受けて後続調査として実施する「出生動向基本調査」、「社会保障制度企画調査」等がぶら下がっております。

これらの後続調査は、国民生活基礎調査から母集団情報の提供をするということ、または場合によりましては、国民生活基礎調査自体のデータを利用するということによりまして、必要最低限の調査項目で、報告者負担を軽減した調査を効率的、効果的に実施するということが可能だという仕組みになっております。

このような利用のほかにも、高齢者白書、男女共同参画白書等のいろいろな白書にこの結果は引用されておりました、これらを通じて広く国民に情報提供をしているものとなっていると考えております。

続きまして、今回の計画の変更内容についてもポンチ絵風に作ったものがございます。こちらで説明をさせていただきます。

今回計画の主な変更点といたしましては、「調査方法の変更」でございます。それと「調査事項の見直し」になってございます。

まず、調査方法につきましては、所得票の作成の方法につきまして、「面接他計方式」、いわゆる調査員が報告者に調査事項を説明して回答をもらって記入するという方法から、「自計方式」、報告者自らが調査票を作成するという方法への変更を予定しております。

これは近年国民の個人情報意識というものが変化してきておりまして、統計調査への理解とか協力度というものが若干低下してきているということがございますので、これへの対応策として導入しようとしているものでございます。

これまで所得票について自計方式が導入されてこなかったというのは、所得票の質問事項自体が所得、社会保障給付金、課税とかを聞いておりますものですから、調査員が報告者に対して、「具体的に記入のためにはこの書類が必要である、更にこの書類のどこの部分が該当する」ということを指示しなければ、なかなか調査票を作成することが困難であったというような事情があつてのことです。

このため、今回これを自計方式に変更するに当たりましては、所得票を見開きの冊子方式に変更いたしまして、左の面には質問事項、右の面にはその質問事項について答えるためにどうしたらいいのか、何をしたらいいのかという手引きを記載しております。

例えばサラリーマンが年間所得を記入するという場合には、左には「あなたの所得は幾らですか」とありまして、右側には源泉徴収票のコピーが置いてありまして、どの部分を

記載すればということが、わかりやすく具体的に書いてございます。

こういう工夫を行いまして、昨年平成 20 年に、その工夫した調査票を使っの試験調査を実施してみました。その結果、なかなか有意義なというか成功裏の結果が得られたということで、今回導入に踏み切るといもののでございます。

次に「調査事項の見直し」とい箱がござい。この調査事項の見直しは、5つの調査事項を追加しまして、2つの調査事項について削除するとい計画になっております。

一番上でございすけれども、「学歴」を追加予定にしております。これにつきましては、従来、報告者の忌避感が強いという項目であるので把握はしておりませけれども、先ほど申しました 20 年に実施しました試験調査において、この項目を付け加えて調査をしてみたところ、他の調査項目とさほど遜色のない回答状況が得られたといことで、今回追加に踏み切ったといもののでございす。

次の項目につきましては、「同居していない者」につきましては、従来から仕事や学業で単身赴任しているといような、同居していない事由についての把握は行われていたのですけれども、今回はその事由ごとに何人の者が同居していないかとい人数まで把握するといことを計画しております。

続いて2つの でございすけれども、1つは「健診後の特定保健指導等の状況」、いわゆるメタボ診断の指導状況、それから「子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績」といものを新たに把握しようとしております。これにつきましては、厚生労働省の新たな政策ニーズ、前回の大規模調査である 19 年の調査以降に着手された施策について把握したいといもので追加されてございす。

最後の でございすけれども、「児童手当等」につきましては、従前の調査では児童手当につきましては、その他の「社会保障給付費」といところで、まとめて金額を把握してました。しかし今回の調査では、少子化対策での利用等といことも鑑みて、これを分離して、児童手当等の額が分かるような形で把握するとい計画になってございす。

その下でございすけれども、今度は2つの事項を削除するといことになっております。この2つの事項につきましては、従来実施しました調査の結果から、ある一定の傾向がとれたといことで、報告者負担の軽減という観点から削除するといものになってございす。

駆け足でございすけれども、以上が諮問の概要といことでございす。

本件につきましては、統計委員会で御審議いただきまして、できましたら来年 2010 年 1 月に答申をいただければと考えてございすので、よろしく願いいたします。

樋口委員長 ありがとうございしました。

本件につきましては、人口・社会統計部会に付議し、詳細については同部会で審議いただくといことにしたいと思ひますので、阿藤先生、よろしく願いいたします。

特段の御質問、御意見がございましたら願いいたします。

佐々木委員。

佐々木委員 先ほど、個人的には少子・高齢化のことについて関心があると申し上げましたのは、今、企業の現場で次第に大きな問題になっている介護の問題です。ある経済誌を読んでいましたら、本当かどうかは知りませんが、4年前に介護退職をした方が5万人いたのが、現在10万人になっているというようなデータがあるそうです。急速に介護による退職が出てくるのではないかと。

認知症が170万人いると言われていますが、もうすぐ200万人を超えるだろう、すぐ300万人になるだろうといっているときに、企業の中で非常に大きな問題として、これを受け止めなければいけない現実があるわけですね。

勿論このデータ、統計を利用して、いろんな対応をこれから応用問題で解いていくのでしようけれども、3年前にトヨタ自動車社員6万8,000人に対して「15年後に自分の父親、母親の介護の問題で、家庭が大変になる」と思われる人のアンケートを取ったのですが、1万4,000人いたそうです。もうあれから3年経っています。あと10年も経ちますと、ああいう企業でも6万8,000人の社員のうち1万4,000人が介護の問題に直面するということです。

これは統計の邪道かもしれませんが、このデータの中にそういうものが読み取れるような、予測は入れられないのでしようけれども、そういう項目が入ってきたらいいかと個人的に思っています。

以上です。

樋口委員長 総務省、今の希望ということで出されましたが何かありますか。

総務省政策統括官室浜東調査官 はい。おっしゃることは非常によくわかりました。

先生がおっしゃったように、予測というのは難しいのでございますけれども、集計の方法、または後続する調査の中で、そういう研究等が行われればと考えます。

樋口委員長 津谷委員。

津谷委員 私が申し上げる立場にあるかどうか。ただ、私は厚生労働省の社会保障審議会の統計分科会の委員をさせていただいておりまして、この国民生活基礎調査についてもある程度は存じているのですが、確かに例えば先ほどのワークライフバランスの、ある意味ライフコースの中年期以降にかかってくる大事な問題だろうと思います。

例えば介護票とほかの組み合わせで、ある程度回顧的に今までどうだったのか、予想は確かに難しいということはあるのでしようけれども、ということが1つできるかなということはあるのですけれども。

もう一つ今回のこととは関係ないのですが、縦断調査というものを厚生労働省は大変力を入れてやっています。中高年調査、それから時間が経っていけば、今の若い方がこれから子供を持って産んでいって、その後ということもありまして、継続していくことで、同じ人を追跡しないと分かりにくい部分というのがどうしてもあります。因果関係もございまして、うまく組み合わせると企業の方にも、それから国民の方にも、これは大変深刻な問題ですので、統計の活用という点からも、やっていくことが望ましいのでは

ないかと思えます。

樋口委員長 御検討いただくということで。

井伊委員。

井伊委員 ひとつ教えていただきたいのですけれども、この調査では生活保護の受給世帯というのは把握できないことになっていましたか。私の記憶では、前はできたような気がするのですが、これはできない…。

厚生労働省国民生活基礎調査室長 できません。

井伊委員 以前からそうでしたか。

厚生労働省国民生活基礎調査室長 この調査はすごく歴史が長いものでございまして、以前は福祉事務所で管内の生活保護の実態を把握していますので、その情報から調査票に「この世帯は受給世帯です」というマークを付けておりました。

ところがそれは、行政記録情報の活用という点から申し上げれば逆行するということになるわけでございますけれども、自治体からの反発等もあって、それは止めたという状況でございます。

井伊委員 いつからですか。

厚生労働省国民生活基礎調査室長 世帯票では平成8年までやっております、それから所得票で平成10年に一度やりましたが、止めました。

私どもの調査は、調査を都道府県に委任していますので、都道府県の現場、福祉事務所とか保健所の職員に中心になってやっておりますので、そこに苦情がいろいろ寄せられて、調査が成り立たなくなるというようなことがあったので、それは止めたということでございます。

井伊委員 最近、生活保護の受給世帯が増えているということですし、その実態を把握するということは、ほかの調査ではなかなかできないので、以前、国民生活基礎調査を使って生活保護の受給世帯を分析したのを見たことがありますので、今少しお話を伺っていて、どのように今は把握しているのかと疑問に思ったのですが、それは理解できました。

最近を受給世帯が増えていますし、何らかの形でそうした情報は必要なのではないかとというのは、私は個人的には思っています。

厚生労働省国民生活基礎調査室長 生活保護世帯を把握しているかどうかということでございますか。

井伊委員 受給世帯の状況を。

厚生労働省国民生活基礎調査室長 この世帯が生活保護を受給しているということは分かりませんので、それはないと思えます。ただ、先ほど母集団情報の適用状況という中にございますように、そこに生活実態に関する調査というようなものが挙がっております。

例えばこれは後続調査で一般統計調査なのでございましてけれども、このように特定の目的のために、どうしても必要なので福祉事務所さん、マークしてくださいというようなことは、これはやろうと思えばできると思えます。

基幹統計調査としては、この世帯は生活保護世帯ですよというようなところまでは調べないけれども、行政の必要に応じて政策担当部局が企画する一般統計調査において、そういう生活保護世帯を把握するという切り分けの中で調査をやっています。

安部委員 今の質問に関連して、これは調査項目に「その他の社会保障給付金」というのがありまして、そこに生活保護も含め幾つかの給付金が含まれているのですけれども、試験調査をやっているということでありましたら、ここでの分布がどうなっていたかというようなことは、把握可能でしょうか。

厚生労働省国民生活基礎調査室長 あくまでもその他の給付金で一括しておりますので、そのうち何がどれだけを占めているかということについては分析しておりません。

安部委員 勿論、内訳が書いていないところではできるはずもないのですが、ただ、この金額の分布が、例えば地域別にどうなっていたかというのを見れば、それが生活保護による扶助であるか、それ以外のものであるかというくらいは、多少の目安をつけることができるということにはならないのでしょうか。

厚生労働省国民生活基礎調査室長 調査の設計として所得票というのは、地域別の表章が可能なだけのサンプル数がございませんので、それは不可能かと思えます。

安部委員 わかりました。ありがとうございます。

廣松委員 今の御議論を伺っていて思い出したのですが、実は先ほど御質問があった生活保護の欄外にあった枠を消したときの責任者は私でございます。その理由は先ほど調査実施部局の方から御説明があったとおりですが、同時にたしかこのときに介護票を入れたので、その負担も増えたことがもう一つの理由だったように記憶しています。その結果、今現在の5種類の調査票になったわけです。

これは統計調査の大変難しいところですが、1つの調査ですべてを調べるというのは極めて難しく、当時は介護ということに政策的にも重点があって、調査票を新たに加えるという形で充実をさせようとしたわけです。

確かに現在、改めて生活保護ということが社会的にも大変問題になっていきますし、政策的にも大変重要な課題だろうと思われまます。

ただ、現状それをすべて1つの調査に盛り込むというのは、技術的にも、それから調査対象者の負担からいっても大変難しい。ただ幸いなことに国民生活基礎調査の場合には、後続調査の標本設計の元になるような形で設計がされていますので、緊急の政策課題については必要に応じて後続調査という形でやっていくのが現実的な解ではないかと私は考えます。

樋口委員長 国民生活基礎調査は、いろんなところで今、注目されているデータでありますので、この結果の利用のところに書いていないことについても、議論があるかと思えますので、是非担当部会で御議論をいただいて、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、本件につきましては、今、出ました御意見も踏まえまして、人口・統計部会で御審議いただきたいと思えます。その結果につきまして、本委員会で御報告いただくと

いうことでよろしく願いいたします。

阿藤先生、大変ですが、よろしく願いいたします。

以上で本日用意しました議題は終了いたしました。最後に委員の皆様から、また各府省等オブザーバーの方々からも、この機会に是非発言したいというようなことがございましたら、本日の議題に限らず御自由に発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど今後の審議の進め方のところで、皆さんからいろいろ御意見が出ていますので、それも踏まえて考えていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(特段の意見無し)

それでは、おおむね予定の時間を過ぎておりますので、これで本日の会議は終わりたいと思います。

最後に次回の日程等につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 次回の委員会ですけれども、11月20日金曜日15時から、この建物の12階にございます共用1208特別会議室で開催することにします。詳細につきましては別途御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

樋口委員長 以上をもちまして、第27回、新メンバーによる初の統計委員会を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。